

ネグレクト

(養育の怠慢・拒否)

- 食事を与えない
- ひどく不潔なままにする
- 病気やけがをしても病院に連れて行かない
- 自動車や家に置き去りにする など



身体的虐待

- 殴る、蹴る、たたく
- 投げ落とす
- 激しく揺さぶる
- 熱湯をかける
- 溺れさせる など



これらは
児童虐待です

心理的虐待

- 子どもの前での夫婦げんか
- 無視、拒否的な態度をとる
- 暴言で傷つける
- 兄弟姉妹と差別する
- 言葉による脅かし、脅迫 など



性的虐待

- 性的ないたづらをする
- 性的な行為を強要する
- 性行為を見せる
- 性的欲求を刺激するような写真などの被写体にする など



子どもの 笑顔を守る

子育て相談課 ☎(235)4825

たびたび報道で目にする痛ましい児童虐待の事件は、他人事でしょうか。

児童虐待は年々増加の一途をたどっています。昨年度に県所管の児童相談所が受けた児童虐待相談件数は6704件で過去最多でした。

皆さんのすぐそばで起こっているかもしれない児童虐待。一人一人が「自分も当事者」という意識を持ち、わずかなことでも「おかしい」と思ったときは勇気を出して相談窓口につながってください。

児童虐待とは
児童虐待は、子どもを守り育てるべき立場の親や養育者が子どもの心や体を傷つける行為で、「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト」の4つに分類されています。

虐待は子どもの心身に大きな影響を与えます。暴力を受けたことによる外傷や、食事を与えられないことによる栄養不良などの身体的影響、教育を受けさせてもらえないことによる発達面への影響も深刻です。人への不信感から対人関係を築くことができなくなるなどの心理的影響も大きく、長期にわたる治療や、心のケアが必要になります。

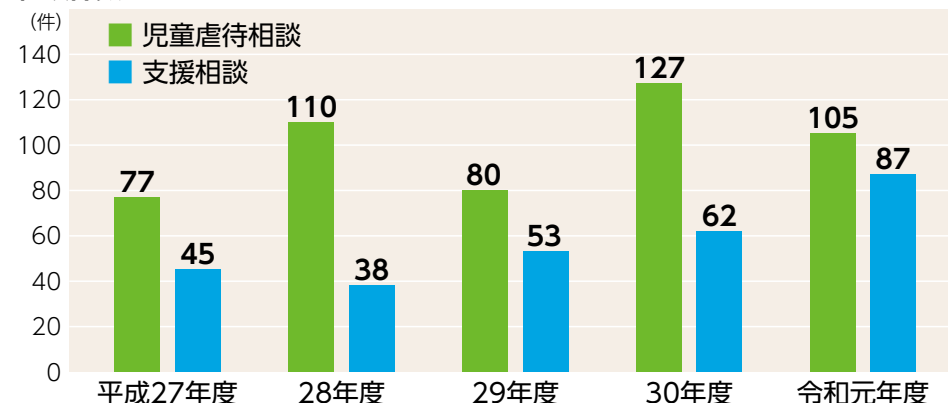


市の現状

昨年度、市が受けた児童虐待相談件数は105件でした。年度ごとに増減があるものの、過去5年の件数を総合的にみると増加傾向にあります。

このほか、子育てについて強い不安がある方からの支援相談は87件で、平成28年度以降、年々増加しています。

相談件数



法律で禁止に 「たたく」になる

4月に児童虐待防止法が一部改正され、子どもへの体罰や心傷つける行為が法律で禁止されました。たとえしつけのためだとしても子どもを「たたく」ことになることは認められません。体罰のない子育てを目指しましょう。

心あたりはありませんか

- 顔をたたく
- 食事を与えない
- 長時間正座をさせる
- 「産まなければよかった」など存在を否定する
- きょうだいを引き合いにしてけなす
- 「今まではよかったのに」「自分もそうされて育ってきた」は認められません。

